

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（案）

1. 基本的な考え方

(1) 「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、組織的な安全管理を実施すべき運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

(2) 法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心実施してきた。

その結果、運輸事業者の運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築されている。また、事故件数、事故原因等から見ても一定の効果が現れてきている。

このように、運輸安全マネジメント制度は運輸事業の安全性の向上に有効であり、更なる展開を図ることが必要である。また、近年の社会環境の変化等により、安全に關し考慮すべき事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが必要である。このため、今後の運輸安全マネジメント制度については、第一に、運輸安全マネジメント評価の対象となる運輸事業者の範囲をさらに拡大すること、第二に、中小規模事業者においては、事業規模に応じた安全管理体制の構築を促すこと、第三に、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が安全管理規程の作成等の義務付けの適用除外とされており、これらの事業者が自主的に運輸安全マ

ネジメント制度に参画することを促進するための措置を具体化すること、第四に、自然災害、テロ、感染症等への対応に関する社会的要請についても可能な限り取り入れていくこと、といった対応が求められている。

(3) 同時に、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対する安全性の確保の社会的要請が高まっている。貸切バス事業者に対しては、平成28年12月に道路運送法が一部改正され、安全対策を強化する措置が講じられたところであり、この趣旨を踏まえた重点的な運輸安全マネジメント評価の実施が求められる。

2. 今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点

1. の基本的な考え方を踏まえ、今後の運輸安全マネジメント評価の実施にあたっては、以下の点に重点を置いて進めるべきである。

(1) 貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的実施

平成25年10月、全ての貸切バス事業者に対して安全管理規程の作成等が義務付けられたが、未だ多くの事業者において、運輸安全マネジメント評価が実施されていない状況にある。貸切バス事業者の安全性の確保は喫緊の課題であり、今後概ね5年間を目途に、国土交通本省において必要な体制を整備しつつ、全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施する。

(2) 中小規模事業者への対応

法施行後の実施状況から、運輸安全マネジメント制度に係る取組について難しいと感じる中小規模事業者が少なからず存在することが判明している。この要因としては、主として大手事業者を念頭に置いて作成された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）には、必ずしも中小規模事業者の実態にそぐわない記述もあること、また、限られた要員で事業運営を行う中で、事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用や内部監査等は実施しにくい状態にあることが考えられる。このため、中小規模事業者の特性にかんがみた取組を促すため、中小規模事業者向けのガイドラインを作成する。

(3) 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの更新

人材不足から生じる高齢化や輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設）の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症等への対応といったこれまでガイドラインに反映されていなかった今日的な課題や事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用や内部監査の実施方法等更なる向上が必要な事項について、運輸事業者における取組を促進するため、ガイドラインの見直しを図る。

(4) 安全統括管理者の活動の支援

運輸安全マネジメント制度における安全管理体制の構築においては、安全統括管理者の役割が極めて重要であり、以下の取組を推進することにより、安全統括管理者の社内外における活動を円滑化することが必要である。

第一に、国土交通省と安全統括管理者は、これまで以上に日常的なコミュニケーションを活性化するとともに、国土交通省は、安全統括管理者の求めに応じた適時適切な助言を行う。第二に、安全管理については、同業者間であっても、有益な情報は共有されることが望ましく、また、異業種間においても、例えば共通する課題への対応等の情報が共有されることで取組が促進されることもあることから、安全統括管理者間の交流の場を創設する。なお、当面、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価に重点を置くことから、安全管理体制が高い水準で構築されていることが確認される運輸事業者に対しては、必要に応じて、安全統括管理者を通じた安全管理体制の確認を行うことにより、運輸安全マネジメント評価実施の必要性の有無を見定めることとする。

(5) 運輸安全マネジメント評価実施体制の強化

法施行後の実施状況を踏まえると、運輸安全調査官に求められる技量は、多様化、高度化しつつある。運輸安全調査官の分析力、提案力の向上を図るため、外部機関との連携等による人材育成方策の強化や法施行後の評価事例を類型化したデータベースの作成等による効果的な評価の基盤を強化する措置を講じる。

3. 運輸安全マネジメント評価実施方針

(1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

安全管理体制の構築の取組の途上にある運輸事業者においては、まずは自らの組織に即したP D C Aサイクルを機能させることを最優先に取り組むことが望まれる。一方、P D C Aサイクルに基づく取組を推進している運輸事業者においては、安全管理体制の更なるスパイラルアップを図るべく継続的に取り組むべきである。また、いずれの運輸事業者においても、経営トップのリーダーシップや法令遵守は、安全管理の根幹をなすものであり、これを踏まえた取組を行うことが必要である。

さらに、法施行後の実施状況から、多くの運輸事業者において未だ取組の改善の余地が大きいことが明らかになっている事項については、運輸安全調査官が積極的に助言を行い、取組を促すことが必要である。

以上のことから、今後、安全管理規程に基づいた安全管理体制に関し、以下の項目の確認を重点的に行い、必要に応じ、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

① 経営トップを含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合

いは十分か。

- ② 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。また、特に、取組の進んでいる運輸事業者にあっては、当該見直し及び継続的改善を踏まえた安全管理体制の向上のための新たな取組計画の作成がなされているか。
- ③ 多くの運輸事業者において未だ取組の改善の余地が大きいことが明らかになっている「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」及び「内部監査」について、取組がなされているか。
- ④ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

(2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。
- ② 大臣官房運輸安全監理官において、本方針に沿った運輸安全マネジメント評価実施要領を作成し、当該要領に基づいて実施する。この際、保安監査実施部局と十分な連携を図る。
- ③ 経営トップ、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、別添のガイドライン等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。
- ④ ガイドライン中、運輸事業者における取組が相対的に進んでいない事項について、法施行後の評価事例を類型化したデータベースの活用を視野に入れつつ、当面は、取組が進捗している運輸事業者の取組事例を提供する等運輸事業者の具体的な行動に結びつく助言を行う。
- ⑤ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、運輸安全マネジメント評価実施事業者に対するアンケート調査、日ごろ連携している安全統括管理者からの意見等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

(4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて

- ① 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細か

な説明を行い、経営トップとの認識の共有を図る。

- ② 運輸安全マネジメント評価の結果については、事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、毎年度実施したものを全体概要としてとりまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

今後概ね5年間で重点的に実施することとしている貸切バス事業者については、年間320事業者を目安として実施する。

また、上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野（貸切バス事業者を除く）及び海運分野の合計で、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

4. その他

- (1) 本方針は、平成29年10月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。
- (3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。
- (4) 運輸事業者による効果的・効率的な安全管理体制の構築のため、情報通信分野の技術革新を活用するための検討を進める。
- (5) 大臣官房運輸安全監理官は、本方針の施行後5年を経過した時点において、本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

～輸送の安全性の更なる向上に向けて～

(案)

目 次

はじめに ······	1
改訂に当たって ······	2
1. ガイドラインの位置付け ······	4
2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的 ······	4
3. ガイドラインの適用範囲 ······	5
4. 用語の定義 ······	5
5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組 ······	7
(1) 経営トップの責務	
(2) 安全方針	
(3) 安全重点施策	
(4) 安全統括管理者の責務	
(5) 要員の責任・権限	
(6) 情報伝達及びコミュニケーション	
(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	
(8) 重大な事故等への対応	
(9) 関係法令等の遵守の確保	
(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	
(11) 内部監査	
(12) マネジメントレビューと継続的改善	
(13) 文書の作成及び管理	
(14) 記録の作成及び維持	
おわりに ······	17
参考資料 ······	18
・ 中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン ······	20
・ 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方 ······	38
・ 小規模海運事業者における安全管理の進め方 ······	46

はじめに

安全は公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する国民の信頼の根本を成すものである。

しかしながら、鉄道分野では、平成17年4月25日にはJR福知山線における死者107名、負傷者562名という未曾有の大惨事や、有人踏切において列車接近中に遮断機を上昇させて通行者が亡くなるという事故等が発生した。また、同時期に、航空分野においても、我が国航空運送事業者における管制指示違反、不適切な整備の実施等々、数多くのトラブルが発生しており、さらに、自動車分野や海運分野においても様々な事故・トラブルが多発した。

これらの事象は、多くの場合において、共通する因子としてヒューマンエラーとの関連が指摘されており、なぜそのようなエラー・不注意を招いたのか、その背後関係を調べることが重要であるため、国土交通省では「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、各交通モードを横断的に、ヒューマンエラー発生のメカニズムを検証し、平成17年8月に中間とりまとめが、平成18年3月に最終とりまとめが行われた。

これらの「とりまとめ」においては、運輸事業者（以下「事業者」という。）自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築することと、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」の仕組みを導入することなど、新たな具体的な方向性が示された。

国土交通省においては、この新たな方向性を踏まえて、事業者の安全管理体制の構築のための関係法令を改正し、平成18年10月から運輸安全マネジメント制度を導入し、運輸安全マネジメント評価を実施している。

また、事業者が構築した安全管理体制を記載する安全管理規程に係るガイドライン等の検討を行うため、平成17年12月に、学識経験者、関係事業者等から構成する「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」を設置し、各交通モード共通に、安全管理規程の記載事項について、4回にわたり議論を行い、平成18年4月に「安全管理規程に係るガイドライン」を取りまとめた。

なお、「安全管理規程に係るガイドライン」は、運輸安全マネジメント制度導入にあたって、主として、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示し、さらに、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うことを位置付けとしてとりまとめた。

改訂にあたって（平成22年3月）

今般、国土交通省では、平成18年10月以降、これまで実施した運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメント制度に関する各種調査研究で得た、事業者における安全管理体制の構築・改善の状況や知見を踏まえ、「安全管理規程に係るガイドライン」の見直し・改善を行うため、平成21年1月から運輸審議会運輸安全確保部会において、事業者における安全管理体制の構築・改善の取組のあり方等について、2回にわたり議論を行い、平成22年2月に本ガイドラインをとりまとめた。

本改訂に当たっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえ改訂した。

- ① 運輸安全マネジメント制度導入以降、各事業者では、関係事業法等に基づき安全管理規程が作成され、同規程に基づき、各種取組が運用されている状況にある。このため、本改訂に当たっては、主として、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことを本ガイドラインの位置付けとし、標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に改める。
- ② 取組を行う主体（主語）を明確にするとともに、一般的に判りにくいマネジメントシステムの用語や表現を極力排除し、より簡明な内容とする。
- ③ ガイドラインの各項目に示す個々の取組自体についても、それぞれPDC Aサイクルを機能させること（特にCとAを行うこと）を明記する。
- ④ 取組途上の事業者が比較的多い、「安全重点施策」、「事故情報等の収集・活用」、「内部監査」等については、当該事業者にとって参考となるよう取組手順を比較的詳細に追記する。
- ⑤ 事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ⑥ 文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。
- ⑦ 事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるよう、本ガイドライン付属書として、これまでの運輸安全マネジメント評価等で把握した具体的な取組事例集を添付する。
- ⑧ 小規模事業者における安全管理体制の構築・改善の実情等を踏まえ、本ガイドライン付属書として、平成21年6月に公表した「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を添付する。

改訂にあたって（平成29年〇月）

平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の施行から10年が経過し、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果を得ている。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が努力義務に留まっていること、自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題がある。また、貸切バス事業者に対する安全性の確保の社会的要請も高まっている。

これらを踏まえ、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について、運輸審議会運輸安全確保部会において平成28年12月から4回にわたり議論を行い、平成29年4月にとりまとめを行った。当該とりまとめを踏まえ、同部会においてさらに議論を行い、平成29年〇月に本ガイドラインの改訂を行った。

本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。

- ① 今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等について明記する。
- ② 多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きい「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」や「内部監査」について、円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。
- ③ 引き続き、事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ④ 中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を本ガイドライン付属書として添付する。
- ⑤ 前回改訂において本ガイドラインの付属書とした取組事例集は、本ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものであり、事業者においては、必要に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。

なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを否定するものではない。

2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。

- ① 安全方針の策定とその周知徹底
- ② 安全重点施策の策定とその推進
- ③ 社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- ⑤ 安全管理体制に係る内部監査の実施
- ⑥ 安全管理体制全般のマネジメントレビュー
- ⑦ 上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、P D C Aサイクル(計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル(Plan Do Check Act))の仕組みの導入とその有効活用

安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にP D C Aサイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者内部に安全文化が醸成され、事業者内部の全要員に関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築にあたっては、P D C Aサイクルが機能するよう十分な配慮が求められる。

なお、安全管理体制を構築・改善する際には、事業者が運輸安全マネジメン

ト制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。

(1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善

(2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け

(3) 事業者内部における安全文化の構築・定着

3. ガイドラインの適用範囲

(1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」（以下「管理業務」という。）に適用する。

(2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。

- ① 経営管理部門の範囲
- ② 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲
- ③ 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容

4. 用語の定義

(1) 安全管理体制：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制

(2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ

(3) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実

施に直接携わる部門

- (4) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）
- (5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針
- (6) 安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するため必要な具体的な取組計画
- (7) 安全統括管理者：関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (8) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (9) マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行う活動
- (10) 継続的改善：「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (11) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った原因を除去するための措置
- (12) 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置
- (13) 関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）及び関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内規則・ルール

5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組

(1) 経営トップの責務

- 1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。また、人材不足に起因する社員・職員の高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題や社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への対応などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。
 - ① 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
 - ② 安全方針を策定する。
 - ③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
 - ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故等への対応を実施する。
 - ⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）が使用できるようにする。
 - ⑥ マネジメントレビューを実施する。
- 2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、（2）以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(2) 安全方針

- 1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。
- 2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。
 - ① 関係法令等の遵守
 - ② 安全最優先の原則
 - ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施
- 3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、

経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、事業者内部への周知を効果的に行う。

- 4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。
- 5) 経営トップは、安全方針について、4) の結果を踏まえ、必要に応じて、見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。

(3) 安全重点施策

- 1) 事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。
- 2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成にあたっては、以下の点に留意する。
 - ① 目標年次を設定すること、また、可能な限り、単年度の目標及び中長期の目標の両者を設定すること
 - ② 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとすること
 - ③ 事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結すること
 - ④ 社員・職員の高齢化、老朽化した輸送施設等を使用することから生じる安全上の課題に配慮すること
 - ⑤ 取組計画実施にあたっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること
 - ⑥ 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること
 - ⑦ 社員・職員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること
 - ⑧ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新たに設定すること
- 3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。

4) 事業者は、安全重点施策について定期的に取組計画の進捗状況及び目標の達成状況を把握するとともに、内部監査の結果等を踏まえ、マネジメントレビューの機会等を活用して、少なくとも1年毎に見直しを行う。

(4) 安全統括管理者の責務

経営トップは、経営トップのリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。

- ・安全方針の浸透・定着の状況
- ・安全重点施策の進捗・達成状況
- ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
- ・事故等の発生状況
- ・是正措置及び予防措置の実施状況
- ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
- ・内部監査の結果
- ・改善提案
- ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
- ・外部からの安全に関する要望、苦情
- ・その他必要と判断した情報

3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底する。

(5) 要員の責任・権限

1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。
2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

1) 事業者は、事業者内部に、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。
① 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。
② 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。

- ③ 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。
 - ④ 経営管理部門が自ら、又は、現業実施部門の管理者を通じて、経営管理部門の方針、目標、取組計画等の考え方を的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。
 - ⑤ 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を検討・実施し、それら措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。
- 2) 事業者は、委託先事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。
- 3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかる情報を外部に対して公表する。
- 4) 事業者は、必要に応じて、旅客、荷主等に対して、旅客、荷主等の行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に行うとともに、旅客、荷主等からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。
- 5) 事業者は、自社の安全管理実態等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。
- ① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保
 - ② 経営トップ等への目安箱等のヘルplineの設置（①に掲げるコミュニケーションとは別ルートの確保）

(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集及び活用

- 1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。
- 2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1)で収集した情報の活用に取り組む。なお、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しに親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用することができる。
- ① 1)で収集した情報を分類・整理する。
 - ② ①の分類・整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を究明するための多角的な分析を

行い、当該原因を究明する。

- ③ ①又は②の結果を踏まえ、対策をたてるべき原因を絞り込む。
 - ④ ③の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。
 - ⑤ ④で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。
 - ⑥ ①～⑤の手順の運用が確立できた後は、①で分類・整理した情報等を参考に、潜在的な危険（日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険）についても洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定する。
 - ⑦ ⑥で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じて、見直しを行う。
- 3) 事業者は、必要に応じて、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。特に報告することの重要性を周知浸透とともに、報告者の自主的な報告を促すよう配慮する。
- 4) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。
- (注) 上記1)～4)の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。

(8) 重大な事故等への対応

- 1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故・自然災害、テロ等）が発生した場合に備え、(5) で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じができるように、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部へ周知する。
- 2) 1)の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようとする。
- 3) 事業者は、重大な事故等の発生時には、事故等発生の速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。
- 4) 事業者は、1)の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む。）を

行う。

- 5) 事業者は、必要に応じて、4) の訓練や過去対応した事故対応経験における反省点、課題等を取りまとめ、1) の対応手順、事故対応のための組織・人員体制、事故対応設備・資機材等の見直し・改善を図る

(9) 関係法令等の遵守の確保

事業者は、次に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員におけるそれらの遵守状況を定期的に確認する。

- ① 輸送に従事する要員の確保
- ② 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- ③ 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- ④ 事故等への対応
- ⑤ 事故等の是正措置及び予防措置

(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関する必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
- ① 本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるP D C Aサイクルの概念等を含む。）
 - ② 安全管理規程の記載内容
 - ③ 関係法令等
- 2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。
- 3) 事業者は、1) 以外の現業実施部門の社員・職員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
- 4) 事業者は、現業実施部門の管理者に対して、安全管理体制を運用する上で必要な能力を習得させるための教育・訓練・研修を計画的に実施する。
- 5) 事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。

(11) 内部監査

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して内部監査を実施することもできる。
 - ① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。
 - ② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。
- 2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。
 - ① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。
 - ② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ及び安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。
 - ③ 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。
 - ④ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。
 - ⑤ 事業者は、執られた措置内容の検証を行い、検証内容を経営トップ及び安全統括管理者に報告する。
- 3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。
 - ① 経営トップ等は、内部監査の必要性・重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行う。
 - ② 事業者は、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。
 - ③ 事業者は、内部監査要員に対して、他部署に展開することが望ましいと思われる優れた取組事例の積極的な収集・活用や是正措置・予防措置の提案などが内部監査の重要な要素の一つであることを伝え、理解を促す。
 - ④ 事業者は、内部監査要員に対して、内部監査を効果的に実施するため、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。
 - ⑤ 事業者は、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。

(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部

監査の理解を深めるために」を参考願う。

(12) マネジメントレビューと継続的改善

1) マネジメントレビュー

- ① 経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。
- ② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。
 - ・社員・職員への安全方針の浸透・定着の状況
 - ・安全重点施策の進捗・達成状況
 - ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
 - ・事故等の発生状況
 - ・是正措置及び予防措置の実施状況
 - ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - ・内部監査の結果
 - ・改善提案
 - ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
 - ・外部からの安全に関する要望、苦情
 - ・国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果
 - ・その他必要と判断した情報 など
- ③ マネジメントレビューの具体的な実施体制、方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。
- ④ 経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。
 - ・今後の安全管理体制の構築・改善に関する取組目標と計画（次年度の安全重点施策を含む。）
 - ・輸送の安全に関する取組の手順・方法の見直し・改善
 - ・輸送の安全に関する組織・人員体制の見直し・改善
 - ・輸送の安全に関する投資計画の見直し・改善 など

2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）

事業者は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、その原因を除去するための是正措置を講じ、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置

及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。

- ① 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認
 - ② 課題等の原因の特定
 - ③ 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討
 - ④ 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施
 - ⑤ 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価
- (注) マネジメントレビュー及び継続的改善の取組の具体的手法等について
は、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に
係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照
願う。

(13) 文書の作成及び管理

1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、次に掲げる事業規模等に合った文書を作成し、適切に管理する。

- ① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書
 - (ア) 文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書
 - (イ) 記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書
 - (ウ) 事故情報等管理手順：事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の手順を定めた文書（（7）関係）
 - (エ) 重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（（8）関係）
 - (オ) 内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（（11）関係）
 - (カ) 是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（（12）2）関係）
- ② 関係法令等により作成を義務付けられている文書
- ③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書

なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。

- ① 安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。
 - ② その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。
 - ③ ①及び②により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。
 - ④ 当該業務に関し、内外の評価が容易となる。
- 2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、却って文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文

書をできる限り活用し、過剰に文書を作成しないよう留意し、また、必要に応じて、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。

(14) 記録の作成及び維持

- 1) 事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。
 - ① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録
 - (ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録 ((4) 2) 関係)
 - (イ) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用内容に関する記録 ((7) 関係)
 - (ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録 ((10) 関係)
 - (エ) 内部監査の実施に関する記録 ((11) 関係)
 - (オ) マネジメントレビューに関する記録 ((12) 1) 関係)
 - (カ) 是正措置及び予防措置に関する記録 ((12) 2) 関係)
 - ② 関係法令等により作成を義務付けられている記録
 - ③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録

なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。

- ① 安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。
 - ② ①により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。
 - ③ データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。
- 2) 記録は、記録の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さらに、過剰、複雑な記録化は、却って記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録ができる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。

おわりに

最後に、平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度のコンセプトの理解とそれへの信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進することとしている。

参 考 資 料

**中小規模自動車運送事業者における
安全管理の進め方に関するガイドライン
(案)**

【はじめに】

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

自動車運送事業者については、平成25年10月から全ての貸切バス事業者が安全管理規程等の義務付け対象となり、新たに約4,000者が義務付け事業者として加わりました。

これらの事業者の多くは中小規模の事業者であり、大手事業者に比べると組織体制、人材及び経営資源に制約があり、運輸安全マネジメントの取組を難しいと感じる事業者が少なからず存在しており、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（以下「現行ガイドライン」という。）」を参考として安全管理体制の構築・改善に取り組むことが必ずしも適当でない状況にあります。

このことは安全管理規程等の義務付け対象外となっている中小規模のトラック運送事業者及びタクシー事業者に関しても当てはまります。

以上のような状況を踏まえ、中小規模自動車運送事業者の皆様が、より効果的に安全管理体制の構築・改善に取り組むことが出来るよう「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、以下の中小規模自動車運送事業者の皆様が安全管理の取組を進めるにあたって、現行ガイドラインに代えて、本冊子「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

- 保有車両数が概ね50両未満の貸切バス事業者（乗合バス事業を兼業している者を含む。）
- 保有車両数が概ね100両未満の乗合バス事業者、トラック運送事業者及びタクシー事業者

1. 経営トップの責務等

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、取組計画を作るとともに、社員・職員を指揮・指導して、その役割を果たす。また、社員・職員の高齢化や車両・施設等の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症への対応等の課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守等）を記載した安全方針を作り、事業者内部に周知徹底する。
- (2) 安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として安全目標を設定し、目標を達成するための取組計画を決め、安全運行に努める。
- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 人員体制上、可能な場合には、選任した安全統括管理者に次の事項を行わせる。
 - ① 安全方針を事業者内部に周知すること
 - ② 安全目標を作成し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと
 - ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
 - ④ 人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、事業者内部に周知すること
 - ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
- (7) 輸送の安全に必要な手順・規則
安全統括管理者は、社員・職員に指示する等して、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、事業者内部に周知する。

(8) 必要な要員の責任・権限

安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部に周知する。

また、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

2. 安全管理の考え方と計画

代表者（経営者）及び安全統括管理者（以下「代表者（経営者）等」という。）は、安全管理の考え方を定めた安全方針や事業者が達成したい安全に関する目標とそのための具体的な取組計画（安全重点施策）について、以下の取組を行う。

（1）作成した安全方針を事業者内部に周知徹底する。また、必要に応じて見直しを行う。

（取組のポイント）

※安全方針には、少なくとも、「法令や規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」及び「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。

（取組事例）

＜安全方針の周知の例＞

- 安全方針の各事務所等への掲示
- 安全方針等を記載した携帯カードの全ての社員・職員に対する配付
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長訓示
- 点呼・各種会議での冒頭唱和の励行
- 社内教育での周知・指導
- 社員アンケート結果を踏まえ、わかりやすい文言に変更 等

（2）安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する課題に基づき、年に1回、事業者が達成したい安全に関する目標とそのための具体的な取組計画（安全重点施策）を作成し、目標の達成に向けて取り組む。

(取組のポイント)

※安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り、「人身事故対前年度比10%減」など数値的なものとしましょう。

※事故等の発生状況、自己点検及び見直し・改善の状況、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果等から、優先的に解決すべき課題を見出し、別添1の「安全重点施策 取組計画の例」を参考に取組計画を作成して計画的に取り組むとよいでしょう。

※社員・職員の高齢化、老朽化した車両・施設を使用することから生じる安全上の課題に配慮するとよいでしょう。

※現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえるとよいでしょう。

※現場の社員・職員が理解しやすく、モチベーションが高まるよう配慮するとよいでしょう。

※目標達成後は、必要に応じて、より高い目標を設定するようにしましょう。

(取組事例)

- 事故の多い繁忙期などには、事故防止キャンペーン活動を計画
- 目標達成に向け、より具体的な対策（安全教育、適性診断、小集団活動等）を明確にして取組計画に反映し計画的に実施
- 安全重点施策の取組状況を、管理者層が添乗により把握
- 親会社が策定した中期計画を準用し実施

（3）取組計画の進捗状況及び安全目標の達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行う。

3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

事業者は、輸送の安全を確保するために必要となるさまざまな情報伝達やコミュニケーションの確保に関する取組を行う。

（1）輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）等は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に事業者内部に伝わるようにするとともに、現場の課題等を適時、適切に把握する。なお、必要に応じて、委託先事業者との情報伝達も行う。

(取組のポイント)

- ※代表者（経営者）等から現場へ輸送の安全に関する情報伝達（上から下への情報の流れ）の仕組みを構築し、運用しましょう。
- ※現場の課題等が代表者（経営者）等に対して報告・上申される仕組み（下から上への情報の流れ）を構築し、運用しましょう。
- ※職場内での情報が共有される仕組み（事業者内部での横断的な情報の流れ）を構築し、運用しましょう。
- ※利用者や関係者に対して、その不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を及ぼす場合があること等についての安全啓発活動を親会社、グループ会社又は関係者と連携して、適時、適切に行いましょう。

<貨物運送事業者が受託事業者へ事業の委託を行う場合>

- 受託事業者に対し、運行時間や貨物量などにおいて輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないように配慮をしましょう。
- また、受託事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係がある場合には、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導しましょう。

(取組事例)

<上から下への情報の流れ>

- 情報の各事務所等への掲示
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長等の訓示
- 安全に関する各種会議・社内教育での周知
- 毎朝の点呼での周知
- 家族への働きかけにより、社員の安全意識を向上 等

<下から上への情報の流れ>

- 現場巡回での現場の社員・職員からの意見聴取
- 代表者（経営者）等と現場の社員・職員との直接の意見交換会の活用
- 業務改善提案制度の活用
- 現業実施部門の管理者から、現場の課題等を的確に代表者（経営者）等に報告 等

<事業者内部での横断的な情報の流れ>

- 小集団活動によるコミュニケーションの活性化
- 休憩所などにコミュニケーションボードを設置しグループ長及びメンバーのメッセージ等を掲示
- 社内ネットワークを活用した情報共有
- 自社の事故や他の事業者の事故を題材とした事故事例研究会の開催 等

<安全啓発活動>

- （旅客）車内へ安全を啓蒙するポスター等を掲示
- （貨物）車体外部に安全運転の取組を示すステッカー等を貼付 等

（2）情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を実施し、見直しを行う。

（3）関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。

4. 事故情報等の収集・活用

事業者は、事故の再発防止又は未然防止を図るため、以下の取組を行う。

また、必要に応じて、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しにグループ会社または社外の機関（民間リスクマネジメント会社）等を活用することができる。

- ① 社員・職員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）等にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 代表者（経営者）は、自ら又は安全統括管理者に指示する等して、①で報告を受けた事故について、原因の究明を行った上で、再発防止策を検討し、実施する。
- ③ 上記②で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。
- ④ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかつたが、「ヒヤッと」した、「ハッとした」など）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。なお、特に報告することの重要性を事業者内部に周知するとともに自主的な報告に対する不利益が生じないよう配慮する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、他の事業者の事故事例やヒヤリ・ハット情報等についても積極的に集め、事業者自らの事故防止に活用する。
- ⑥ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

（取組のポイント）

※まずは発生した事故について個別に再発防止対策を実施し、効果を把握した上で見直しを行いましょう。

※事故が発生していない場合や事故件数が少ない場合には、ヒヤリ・ハット情報を収集し活用しましょう。

※収集した事故情報やヒヤリ・ハット等の情報は、必要に応じて分類・整理して、対策の立案・実施等に活用しましょう。

※分類・整理したヒヤリ・ハット情報を参考に、例えば発生の回数が多いものについては対策を検討し実施しましょう。

※ヒヤリ・ハット情報を収集する場合は、報告者に不利益が生じないような仕組みを構築しましょう。

※自社の情報以外にも、他社で発生した事故・トラブルやヒヤリ・ハットの事例等を収集し、対策に活用しましょう。

※単独での取組が困難な場合は、グループ会社、外部と連携・相談しながら取組を進めましょう。

(取組事例)

- 自動車保険契約を締結している損害保険会社に、自社で発生した事故の集計・分析を依頼し、事故の傾向を把握
- ヒヤリ・ハット報告様式の記入項目の簡略化及びドライブレコーダーを活用した詳細情報の収集
- ヒヤリ・ハットを処分の対象としないことの社内規定化及び効果的対策実施者に対する表彰制度の創設
- 民間リスクマネジメント会社に自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握（他社の事故、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を含む）
- 親会社に依頼して、自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握

（注）上記取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（自動車モード編）」等を参照ください。

5. 教育・訓練等の取組

事業者は、経営管理部門及び技能要員に対する必要な教育・訓練の実施、重大な事故等への対応体制の整備、関係法令等の遵守状況の確認など、輸送の安全を確保するために必要な以下の取組を行う。

（1）必要な教育・訓練等

- ① 輸送の安全にかかわる者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるために必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。また、教育・訓練の実施にあたっては、グループ会社、外部（民間リスクマネジメント会社等）等が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等により教育・訓練に代えることができる。
- ② 運転士等現業実施部門の全ての社員・職員に対し、必要な能力の習得及び技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。

(取組事例)

<運輸安全マネジメント制度の趣旨の理解を深めるための教育・訓練（管理者層）>

- 国土交通省が実施する運輸安全マネジメントセミナーの活用
- 民間リスクマネジメント会社が実施する国土交通省認定セミナーの活用

<現場の技能の維持・向上の教育・訓練（現場の社員・職員）>

- ドライブレコーダーやテレマティクス機器（自動車と通信システムを組み合わせたリアルタイムな情報提供）を活用した、管理者による安全指導の実施
- 事故惹起者教育の一環として事故惹起者が優良運転者の乗務に添乗し観察
- 自社で発生した過去の重大事故を風化させないため、当該事故発生月に全ての社員・職員で事故を振り返り再発防止を誓う機会を設定
- 教育・訓練を受けた者へのアンケート実施等により、教育・訓練の効果を把握し、必要に応じ内容の見直しを実施

(2) 重大な事故等への対応体制の整備

- ① 重大な事故・災害等が発生した場合の対応方法等をあらかじめ定め、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施する。また、可能な場合は、親会社、グループ会社又は委託先事業者等と共同して訓練を実施することができる。
- ② ①の訓練実施後は、必要に応じて振り返りを行い、把握された課題や問題点を踏まえて、対応方法等の見直しを図る。

(取組のポイント)

※全社的に対応しなければならない重大事故等の発生を想定し、簡潔でわかりやすい初動対応手順を作成し、手順に基づき、定期的に情報伝達訓練を実施しましょう。

(3) 関係法令等の遵守状況の確認

輸送の安全に必要な関係法令、通達及び事業者で定める規則を遵守するとともに、代表者（経営者）等はそれらの遵守状況を定期的に確認する。

(取組事例)

- 業界団体や業界紙等から情報を収集し、関係法令及び最新の改正状況を把握
- 点呼、現場巡回、添乗指導、路上パトロール等での確認
- ドライブレコーダー映像を活用した法令遵守の確認
- デジタルタコグラフのデータを活用した法令遵守の確認 等

6. 点検及び見直し・改善

事業者は、輸送の安全の確保に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、以下の取組を行う。

(1) 取組状況の点検等

- ① 代表者（経営者）は、安全統括管理者や他の社員・職員に指示して、別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検させ、その結果を報告させる。
- ② 上記①が困難な場合は、代表者（経営者）自らが別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して点検することができる。
- ③ 可能な場合は、親会社、グループ会社、協力会社等と連携し、社外の人材を活用して、内部監査を実施してもらうこともできる。

(取組事例)

- 代表者自らが、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を用いて点検し、年度末の「安全管理体制見直し会議」に諮り、次年度の安全目標を策定
- グループ会社で内部監査員を選出し、相互に内部監査を実施
- 親会社に依頼し、自社に対する内部監査を実施

（注）上記②の内部監査の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照ください。

(2) 見直し・改善

- ① 代表者（経営者）は、(1)の点検の結果、安全管理体制に問題があることが分かった場合には、必要な見直し・改善を行う。
- ② 事業者は、現業実施部門等において把握した日常業務で明らかになった課題等に対して、継続的に見直し・改善を行う。

(取組のポイント)

※安全目標の達成状況や安全管理の取組状況については総括を行い、その結果を踏まえ次年度の安全目標等の見直し・改善を実施しましょう。

※また、上記取組を記録することで、将来の安全に関する取組に活用しましょう。

(注) ①の見直し・改善（マネジメントレビュー等）の具体的手法については、同じく冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照ください。

(3) 文書・記録類の作成・維持

事業者は、安全管理体制を構築・改善するために作成した文書類や安全管理体制の運用結果を残すために作成した記録類を適切に管理又は維持する。

(取組のポイント)

※担当者の異動・退職等があったとしても、誰もが業務のことが分かるよう、適切にルールを文書化し、管理しましょう。

※過去の安全対策の実施状況を確認できるよう、体系的に取組を記録し、管理しましょう。

※法定以外のものは必要最小限とし、現有しているものを可能な限り活用しましょう。

別添1 『「安全重点施策 取組計画の例」』
 平成〇〇年度 安全目標の取組計画表

安全目標

『バッック事故の削減(5件以下)』

何を
誰が
いつ

No	具体的な取組内容	推進責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	バッック事故の検証	▲▲▲	●							○					
2	配送ルートの見直しと反映	▲▲▲		●						○					
3	バッックアイカメラの設置	▲▲▲			○	●									
4	バッックアイカメラ活用研修	▲▲▲								○	○	○	○		
5	対策の検証	▲▲▲								○		○			

※「○」は実施予定、「●」は実施済のもの。

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

(※) 代表者（経営者）又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょう。

		前回点検日 年 月 日	
		点検日 年 月 日	
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。		
2	代表者（経営者）は、安全方針を事業者内部に周知しているか。		
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っているか。		
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。		
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか。		
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか。		
7	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知しているか。		
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っているか。		
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか。		
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における		

	る各自の責任・役割を明確に定めているか。		
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。		
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか。		
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしているか。		
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。		
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行しているか。		
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。		
17	（トラックの場合）下請事業者の輸送の安全を阻害することをしないようとしているか。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか。		
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（事業者内部の教育の受講も含む）。		
20	18 及び 19 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。		
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになってい るか。		
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか。		
23	ヒヤリ・ハット情報をを集め、事故防止に活用しているか。		

24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用しているか。		
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか。		
26	21から25の実施状況を記録しているか。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしているか。(報告が必要な場合)		
28	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善しているか。		
29	28の実施状況を記録しているか。		
30	委託先事業者の安全方針、安全目標が受託事業者に周知されているか。		
31	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を受託事業者に明らかにしているか。		
32	受託事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導しているか。		
33	受託事業者の安全方針、安全目標が委託事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっているか。		
34	委託先(受託)事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされているか。		
35	委託(受託)した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っているか。		
36	35の実施状況を記録しているか。		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年　月　日

署名：(代表者又は安全統括管理者等)

**鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
～事故・トラブルの防止に向けて～**

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

(1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

(2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努める。

安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

(3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。

(4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。

(5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。

(6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

- ① 安全方針の社内周知を行うこと。
- ② 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと。
- ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。
- ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

(2) 法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

(3) 輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

(4) 教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的に実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(5) 事故等の対応

- ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報

（事故にはならなかつたが、「ヒヤッと」した、「ハッとしたできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。

- ④ 安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
- ⑥ 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記①から⑤の実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を別添の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。
- (2) 代表者（経営者）は、上記(1)の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。
- (3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

**無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用
「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例**

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

		点検日 年 月 日	
自己点検チェックポイント		判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか		
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか		
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか		
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか		
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか		
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか		
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか		
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っているか		
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか		
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか		
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか		

12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行・施設保守をしているか		
16	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）		
17	安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報をを集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などをを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		

26	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記26の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年　月　日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

小規模海運事業者における安全管理の進め方

～事故・トラブルの防止に向けて～

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、次の小規模海運事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、次の小規模海運事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

○ 旅客事業者

- ① 海運事業に関係する陸員（常勤役員を含む。）の人数が常時10名未満の許可事業者（一定の輸送量*をもつ事業者を除く。）
- ② 特定旅客定期航路事業者（他の許可事業との兼業を除く。）
- ③ 届出事業者（外航旅客航路事業者を除く。）

*一定の輸送量：年間輸送人員10万人以上または輸送人キロ200万人キロ以上

○ 内航運送事業者

- ① 海運事業に関係する陸員（常勤役員を含む。）の人数が常時5名未満の事業者

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

（1）会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）

を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

(2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全重点施策（安全目標）を決め、その目標達成に向け安全運航に努める。

安全重点施策（安全目標）は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

(3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。

(4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。

(5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。

(6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

① 安全方針の社内周知を行うこと。

② 安全重点施策（安全目標）を作成し、社員を指揮・指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行うこと。

③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかる社員は一丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

(2) 法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

(3) 輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

(4) 教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的に実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(5) 事故等の対応

- ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかつたが、「ヒヤッと」した、「ハッとした」できごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
- ④ 安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
- ⑥ 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記①から⑤の実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全重点施策（安全目標）の達成状況や安全管理の取組状況を別添1または別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。
- (2) 代表者（経営者）は、上記(1)の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。
- (3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記(1)及び(2)の実施状況を記録し、保管する。

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項	点検日 年 月 日
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか			
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか			
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策（安全目標）を作っているか			
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか			
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか			
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか			
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか			
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・船員を指揮・指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行ってい るか			
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか			
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任、役割を明確に定めているか			
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制にお			

	ける各自の責任・役割は周知しているか		
12	社内・船内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員や船員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員や船員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか		
16	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか		
17	輸送の安全に関わる者に対して必要な教育・訓練を定期的に実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が本船から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報をを集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などをを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		

26	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成〇〇年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年　月　日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例
(従業員がいない個人経営の海運事業者用)

(※) 代表者（経営者）は、安全統括管理者として、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか		
2	安全方針を事務所や本船内に掲示しているか		
3	代表者（経営者）は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策（安全目標）を作っているか		
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか		
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか		
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備などを行っているか		
7	代表者（経営者）は、安全統括管理者として、その職務を把握し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行っているか		
8	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
9	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか		
10	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか		
11	代表者（経営者）は、外部が主催する運輸安全管理マネジメントに関する研修等に参加しているか		

12	上記 11 の研修参加状況を記録しているか		
13	事故発生時の緊急通報・連絡先を作成し、少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
14	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
15	ヒヤリ・ハット情報をを集め、事故防止に活用しているか		
16	他社の事故事例などをを集め、自社の事故防止に活用しているか		
17	上記 13~16 の実施状況を記録しているか		
18	代表者（経営者）は、少なくとも年に 1 回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
19	上記 18 の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成〇〇年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年　月　日

署名：(代表者又は安全統括管理者)